○資源回収事業奨励金交付要綱

　　　　　　　　　　平成18年２月13日訓令第６号

　　　資源回収事業奨励金交付要綱

　資源回収事業奨励金交付要綱（平成11年告示第39号）の全部を改正する。

　（目的）

第１条　この要綱は、各家庭において、ゴミとして排出されている物の中で、分別すれば資源として再利用できる物が多く含まれていることから、資源回収の実施団体に対して奨励金を交付し、資源の有効利用とゴミの減量化を図ること及び地域のコミュニティ運動の活性化を図ることを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱の中で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

　(１)　団体とは、町内に居住する住民で構成されている団体で、行政区、老人会、婦人会、子供会、学校ＰＴＡ等の団体をいう。

　(２)　回収品目とは、紙類（新聞紙、雑誌、段ボール等）、布類、金属類（アルミ製品）、ビン類（生きビン）等資源として有効できるものをいう。

　（団体の届出及び登録）

第３条　資源の回収をしようとする団体は、資源回収登録団体届出書（様式第１号）により町長に対して提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定により届出書が提出された場合は、資源回収が可能である団体かを審査して、適切であれば資源回収登録団体名簿（様式第２号）に登録するものとする。

　（資源回収の実施）

第４条　第３条第２項の規定により、登録された団体（以下「登録団体」という。）が資源回収を実施しようとするときは、資源回収実施計画書（様式第３号）により実施期日の１週間前までに町長に提出しなければならない。

　（回収品目の引取り及び資源回収引取業者の承認）

第５条　登録団体が資源回収した回収品目については、町長が承認した資源回収引取業者（以下「引取業者」という。）により行うものとする。

２　承認を受けようとする引取業者は、資源回収引取業者承認申請書（様式第４号）により町長に申請しなければならない。

３　町長は、前項の申請があった場合は、内容を審査のうえ、承認した者については資源回収引取業者承認書（様式第５号）を、不承認とした者については、資源回収引取業者不承認書（様式第６号）をそれぞれに通知するものとする。

　（奨励金の額）

第６条　登録団体が資源回収した回収品目の重量に対して、１キログラム当り３円の奨励金を交付する。ただし、金属類に対しては、１キログラム当り２円とし、ビン類については、１本につき２円とする。

　（奨励金の交付）

第７条　登録団体が奨励金の交付を受けようとするときは、町長に対して、引取業者が発行する回収品目の明細書を添付して、資源回収奨励金交付申請書（様式第７号）により申請しなければならない。

２　町長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、速やかに登録団体に奨励金を交付するものとする。

　（調整）

第８条　町長は、この事業が円滑に執行されるよう、登録団体及び引取業者と連絡調整を行うものとする。

　（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成18年４月１日から施行する。